一般・産業廃棄物等収集・運搬委託契約書（案）

収入
印紙

［収集・運搬用］

排出事業者　岩手県（以下「甲」という。）と、収集・運搬業者　○○○○（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される一般・産業廃棄物等の収集・運搬を乙に委託すること（以下「委託業務」という。）に関して次のとおり契約を締結する。

第１条（法の遵守）

甲及び乙は、委託業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

１．（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市
許可の有効期限
許可番号
許可の条件

産業廃棄物の種類	混合廃棄物Ｂ、混合廃棄物、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、木くず、発泡スチロール、蛍光灯 （石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
積替え・保管の有無	無

以下余白

２．（委託する一般・産業廃棄物等の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬を委託する一般・産業廃棄物等の種類、数量は、次のとおりとする。なお、消費税は別途計算するものとする。

廃棄物の種類	排出見込 数　　量	単価 （1 kg、本、台、式当り。）
産業廃棄物収集運搬処理業務		
① 混合廃棄物Ｂ	8,000 kg	
② 混合廃棄物	3,900 kg	
③ 廃プラスチック類	2 本	
④ ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1,100 kg	
⑤ 廃プラスチック類	1,700 kg	
⑥ 金属くず	5,600 kg	
⑦ 木くず	1,800 kg	
⑧ 発泡スチロール	10 kg	
⑨ 蛍光灯	10 kg	
事業系一般廃棄物収集運搬処理業務		
① 可燃ごみ	3,500 kg	
② 不燃ごみ	100 kg	
リサイクル家電		
① ブラウン管ＴＶ	4 台	
② 冷蔵庫	1 台	
③ エアコン	1 台	
消火器	40 本	
ＦＦ式ストーブ撤去他	1 式	
高所作業他	1 式	
収集運搬等経費	1 式	

３．（運搬の最終目的地）

乙は、甲から収集・運搬を委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の事業場に搬入する。

事業場の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業の範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

産業廃棄物の種類：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可の条件：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第３条（義務と責任）

１．（適正処理に必要な情報の提供）

（１） 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

〇産業廃棄物の発生工程

〇産業廃棄物の性状及び荷姿

〇腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

〇混合等により生ずる支障

〇産業廃棄物が施行規則第８条４の２第６号２に該当するもので、有害物質（鉛等）が含まれる場合、日本産業規格（JIS）Ｃ０９５０号に規定する含有マークが表示されていること

〇その他取扱いの注意事項

（２） 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「連合会」という。）の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」（連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照）の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

（３） 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（４） 甲は、次の一般・産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年２月環境庁告示第 13 号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類	：		
提示する時期又は回数	：		

２．（甲乙の責任範囲）

（１） 乙の責任範囲は、甲から処理を委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第２条第３項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

（２） 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

（３） 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

（４） 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

３．（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りでない。

４．（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

５．（委託業務終了報告）

乙は、委託業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストＢ２、Ｄ票又はＥ票の写しで又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

６．（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力するものとする。

第４条（委託料）

１．甲の委託する一般・産業廃棄物等の収集・運搬業務に関する委託料については、第２条第２項にて定める単価に基づき算出する。

２．委託料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。

３．甲の委託する一般・産業廃棄物等の収集・運搬業務についての消費税等は、甲が負担する。

４．甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、当該書類を審査し、委託業務の実施状況が、この契約に適合するか検査を行うものとする。

５．乙は、前項の規定による検査に合格した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

６．前項の請求額は、第３条第５項に規定する業務終了報告書に基づく廃棄物の種類に応じた数量に第２条第２項の規定による単価を乗じ、その合計額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

７．甲は、第５項の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

８．甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払いの日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

９．第２条第２項の規定による単価には、第２条第３項の最終目的地の処分事業者に対する処分費用を含むものとし、各処分事業者への処分費用の支払いは、乙を通じて行うものとする。

第５条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。

この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は、予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第６条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第７条（契約の解除）

１．甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

２．ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（１）　乙の業務違反により甲が解除した場合

ア　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する料金を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ　上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用については、乙に対して償還を請求するものとする。

（２）　甲の業務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の業務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもと

にある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用を持って当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

3．甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒んだとき。

（2） 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

（3） 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

4．第３項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として第２条第２項に規定する廃棄物の種類ごとの排出見込数量にそれぞれの単価を乗じ、その合計額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てた金額）の 100 分の５に相当する額を甲に納付するものとする。

第８条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第９条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和　年　　月　　日から令和９年３月 31 日までとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　岩手県

代表者　岩手県知事　　達　増　拓　也　　印

乙

印